平成２８年（フ）第４号
群馬県沼田市井土上町359番地１
破産者　小池　貞宏
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第５号
群馬県沼田市井土上町359番地１
破産者　小池　光恵
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―330号
破産者　中島　茉希
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
埼玉県新座市馬場２丁目４番９号　武蔵野ガーデンス
破産者　阿部　春男
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
埼玉県深谷市西島30番地１
破産者　木村　孝子
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５４号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目22番地４　アーバンＥＸＥ201―203号
破産者　藤田　秀浩
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５５号
埼玉県深谷市上柴町東１丁目22番地４　アーバンＥＸＥ201―203号
破産者　藤田　正恵
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４６号
埼玉県行田市栄町５番39号　ラビットハウスサンワ102号
破産者　野間つよし
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１７３号
兵庫県西宮市甲子園口北町３番14―102号、開始決定時の住所横浜市神奈川区星野町８番地１　ＭＧＴ―1205
破産者　森通留こと　森　　透
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１０号
静岡県藤枝市岡部町内谷2479番地の２
破産者　長谷川康子
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６３号
静岡県島田市金谷栄町3237番地
破産者　川崎　節子
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
愛知県瀬戸市坊金町328番地の７、従前の住所愛知県長久手市上川原５番地１　ザ・得月20・４―Ｂ
破産者　與那覇和弘
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８０号
名古屋市西区こも原町180番地　ＬＶＲ飛翔３階301号室、住民票上の住所名古屋市西区こも原町31番地（ひかり交通内）
破産者　池田　　満
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１１号
名古屋市南区城下町３丁目41番地
破産者　鈴木　昭文
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０６号
名古屋市緑区若田１丁目208番地　Ｆｉｌａ　Ａｌｔａ左京山302号
破産者　岩男　英計
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４６号
名古屋市緑区東神の倉３丁目3013番地　レオパレス白土104号、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地583
破産者　日小田一隼
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４８号
名古屋市名東区貴船３丁目1310番地　メゾン貴船Ａ棟301号
破産者　平田　数馬
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町３丁目28番地　吾妻アパートＢ棟707号
破産者　山口　彰子（旧姓豊浦）
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３号
島根県大田市川合町川合1574番地
破産者　岡田　昭夫
１　決定年月日　平成28年10月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部